

山口県報

令和7年
3月31日
(月曜日)

目次

○規則	山口県行政組織規則の一部を改正する規則（人事課）	一
	山口県事務委任規則の一部を改正する規則（人事課）	二
	職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則（人事課）	三
	山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則（人事課）	三
	山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則（産業人材課）	三
	山口県会計規則の一部を改正する規則（会計課）	三
○訓令	山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令（給与厚生課）	四
	山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令（都市計画課）	四

山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十二号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則（昭和四十三年山口県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項の表総合企画部の部中山間地域づくり推進課の項中「中山間地域づくり

推進課」を「中山間・地域振興課」に、「地域づくり班」を「地域振興企画班 地域づくり班」に改め、同都市町課の項中「地域企画班 行政班」を「行政班」に改め、同表健康福祉部の部長寿社会課の項中「援護班」を「援護班 介護政策班」に改める。

第九条第一項の表総合企画部の部中山間地域づくり推進課の項中「中山間地域づくり推進課」を「中山間・地域振興課」に改め、同項中第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一 地域振興に係る施策の企画及び総合調整に関すること。

二 地域開発計画の調整及び推進に関すること。

三 中核都市形成に係る施策の企画、調整及び推進に関すること。

第九条第一項の表総合企画部の都市町課の項中第一号から第三号までを削り、第四号を第一号とし、第五号を第二号とし、第六号を第三号とし、同表農林水産部の部森林整備課の項中第十二号を第十三号とし、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の一号を加える。

四 特定盛土等規制区域の特定盛土等又は土石の堆積（農林水産部の主管に属するものに限る。）の規制に関すること。

第九条第一項の表土木建築部の部監理課の項第九号中「、港務所及び総合開発事務所」を「及び港務所」に改め、同部建築指導課の項第九号を次のように改める。

九 宅地造成等（他の課の主管に属するものを除く。）の規制に関すること。

第百七十五条の九第一項中「山口県立美術館」を「美術館」に改め、同条第二項を削る。

第百七十五条の十第二項を削る。

第二百四十九条の表下関土木建築事務所の項中「用地第二班」を「用地第二班 用地第三班」に改める。

第二百五十条第一項の表建築住宅課の項中第十二号を削り、第十三号を第十二号とし、第十四号から第十六号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十三号

山口県事務委任規則の一部を改正する規則

山口県事務委任規則（昭和四十四年山口県規則第二十一号）の一部を次のように改正する。

第三十条第一項第一号中エをキとし、ナからコをハからサとし、ホの前に次のように加える。

ラ 法第五十五条の十一第一項の規定に基づき、特定被保護者について、その氏名その他必要な事項を、特定被保護者対象事業を実施する都道府県等に通知すること。

ム 法第五十五条第二項の規定に基づき、ラの通知をした場合において、その旨を当該通知に係る特定被保護者に通知すること。

ウ 法第五十五条の十一第三項の規定に基づき、特定被保護者が特定被保護者対象事業を利用する場合において、その利用の状況を把握するとともに、自ら当該特定被保護者の自立を助長するために必要な措置を講ずること。

第三十条第一項第一号ネ中「子どもの進路選択支援事業」を「同項各号に掲げる事業」に改め、同号中ネをナとし、ヘからツをトからネとし、ホの次に次のように加える。

ヘ 法第二十七条の三第一項の規定に基づき、調整会議を組織すること。

第三十条第一項第二号ハ中「生活困窮者家計改善支援事業」の下に「並びに生活困窮者居住支援事業のうち必要があると認めるもの」を加え、同号ニ中「同項各号に掲げる事業」を「子どもの学習・生活支援事業及びその他の生活困窮者の自立の促進を図るために必要な事業」に改め、同号リ中「生活困窮者一時生活支援事業」を「生活困窮者居住支援事業」に改め、同号ヌの次に次のように加える。

ル 法第二十二條第三項の規定に基づき、特定被保護者に対する生活困窮者就労準備支援事業、生活困窮者家計改善支援事業又は生活困窮者居住支援事業の実施に關して必要があると認める場合において、報告を求めること。

第四十九条第一号ニ及びホ中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項」に改め、同号タ中「第二条第一項」を「第五条第一項」に改め、同号中タをソとし、同号ヨ中「第五十二条」を「第五十二条第一項」に改め、同号中ヨをレとし、リからカをルからタとし、ルの前に次のように加える。

ヌ 法第十三条の二第一項の規定による獣医師又は家畜若しくはその死体の所有者からの農林水産大臣の指定する症状を呈していることを発見した旨の届出を受けること。

第四十九条第一号チ中「こと」の下に「（法第十三条の二第二項において準用する場合を含む。）」を加え、同号中チをリとし、トをチとし、ヘの次に次のように加える。

ト 法第十二条の四第一項の規定による家畜の所有者からの飼養する家畜の頭羽数及び衛生管理の状況に関し報告を受けること。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第四十九条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十四号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則（昭和三十六年山口県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一業務上の職の表中「栄養士」の下に「管理栄養士」を、「食鳥検査員」の下に「学習指導員」を加える。

別表第二の二の表中

栄養指導員	栄養の指導に従事する。
栄養士	

を

栄養指導員	栄養の指導に従事する。
栄養士	
管理栄養士	

に改め、同表

動物愛護管理員の項の次に次のように加える。

学習指導員	児童相談所において、児童の学習指導に従事する。
-------	-------------------------

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十五号

山口県職員被服等貸与規則の一部を改正する規則

山口県職員被服等貸与規則（昭和四十六年山口県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一の25の項中「**内装リフォーム**」を「**建築CAD・設計**」に、「**空調・設備施工**」を「**設備メンテナンス**」に改め、同表29の項中「**改修**」を「**特定改修工事**」しくは**土石の堆積、改修**」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の25の項の改正規定（「**内装リフォーム**」を「**建築CAD・設計**」に改める部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により職員に貸与されている被服等は、改正後の山口県職員被服等貸与規則（以下「改正後の規則」という。）の相当規定により貸与されたものとみなす。この場合において、改正前の規則の規定により職員に貸与されていた被服等の貸与期間を改正後の規則の規定により職員に貸与されたものとみなされる被服等の貸与期間に通算する。

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十六号

山口県立職業能力開発校規則の一部を改正する規則

山口県立職業能力開発校規則（昭和四十四年山口県規則第四十六号）の一部を次のよ

うに改正する。

別表山口県立西部高等産業技術学校の項中

内装リフォーム 科

を

「**建築CAD・設計**」 科

「**空調・設備施工**」 科

を 「**設備メンテナンス**」 科

に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、別表山口県立西部高等産業技術学校の項の改正規定（**内装リフォーム** 科を **建築CAD・設計** 科に改める部分に限る。）は、同年十月一日から施行する。

山口県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第四十七号

山口県会計規則の一部を改正する規則

山口県会計規則（昭和三十九年山口県規則第五十四号）の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項を次のように改める。

令第百五十六条第一項第一号の規定により知事が定める区域は、全国の区域とする。

第九十六条の二第五項中「に、第七十二条の二第一項の規定により返戻された送金通知書及び当該送金通知書に当該取りまとめ店が振り出した小切手が添付されているときは、当該小切手を添付してこれ」を削る。

第百六十七条第三項第一号中「五万円」を「二十万円」に改める。

別表第一山口県立高森高等学校の項の次に次のように加える。

山口県立厚狭高等学校

山口県立厚狭明進高等学校

別表第三中「（第六条、第七条、第三十二条、第三十五条関係）」を「（第六条、第

七条、第三十二条関係）」に改め、同表中山口県立光高等学校の出納員の項、山口県立防府高等学校の出納員の項、山口県立山口高等学校の出納員の項及び山口県立宇部工業高等学校の出納員の項を削る。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第三十五条第一項の改正規定及び別表第三の改正規定（「（第六条、第七条、第三十二条、第三十五条関係）」を「（第六条、第七条、第三十二条関係）」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。



山口県訓令第第六号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関
山口県労働委員会事務局

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県職員健康管理規程の一部を改正する訓令

山口県職員健康管理規程（昭和五十年山口県訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「産業政策課、観光政策課」の下に「文化振興課」を、「インバウンド推進室」の下に「を含む。」、文化振興課（錦帯橋世界遺産推進室）を加える。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。

山口県訓令第第七号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年三月三十一日印刷
令和七年三月三十一日発行

発行所 山口県庁
発行人 山口県知事

令和七年三月三十一日

山口県知事 村 岡 嗣 政

山口県都市計画推進協議会規程の一部を改正する訓令

山口県都市計画推進協議会規程（昭和四十四年山口県訓令第六号）の一部を次のように改正する。

別表第二総合企画部の項中「中山間地域づくり推進課長」を「中山間・地域振興課長」に改める。

附 則

この訓令は、令和七年四月一日から施行する。